

○御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱

令和3年3月31日告示第96号

改正

令和3年9月1日告示第173号

御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における住宅・建築物等の倒壊等による災害を防止するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存住宅 昭和56年5月31日以前に建築された住宅及び同日において工事中であった住宅で、居住のために継続して使用するものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 既存建築物 昭和56年5月31日以前に建築された建築物（住宅は除く。以下同じ。）及び同日において工事中であった建築物をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項の規定に基づく空家等を除く。
- (3) ブロック塀等 地震発生時における倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (4) 高齢者のみが居住する住宅等 既存住宅のうち、借家を除き、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 65歳以上の者のみが居住するもの

イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護者又は要支援者が居住するもの

エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの
(補助の対象)

第3条 補助の対象は、市内において別表1の各事業を行う者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2のとおりとする。ただし、事業ごとに1件ごとの補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条による申請があった場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(1) 申請者は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業変更等承認申請書（様式第3号）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 施工箇所又は施工方法の変更をしようとするとき。

イ 補助金の額の変更をしようとするとき。

(2) 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業計画遅滞等報告書（様式第4号）を市長に提出し、その指示を受けなければならないこと。

(3) 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業計画廃止（中止）届（様式第5号）を市長に提出しなければならないこと。

(4) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

らないこと。

(5) ブロック塀等改善事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、事業完了から15年を経過するまでの期間内において、市長の承認を受けな
いで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に
供してはならないこと。

(6) 市長の承諾を受けて前号の財産を処分することにより収入があったときには、そ
の収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(7) ブロック塀等改善事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業
の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運
営を図らなければならないこと。

(変更等の承認)

第8条 市長は、前条第1号による申請が適当であると認めるときは、プロジェクト「T
O U K A I - 0」総合支援事業変更等承認通知書（様式第6号）により申請者に通知す
るものとする。

(遅滞等報告の指示)

第9条 市長は、第7条第2号による報告を受けたときは、その内容を確認し、指示書
（様式第7号）により申請者に指示するものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、事業が完了した場合は、プロジェクト「T O U K A I - 0」総合支援
事業実績報告書（様式第8号）に別に定める関係書類を添付して、事業完了の日から起
算して30日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の3月末日のいずれか早
い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けたときは、これを審査し、適当であると認めるときは、
交付すべき補助金の額を確定し、プロジェクト「T O U K A I - 0」総合支援事業費補
助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 申請者は、前条の通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに補助
金支払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第6条の規定により交付の決定を受けたものに対するこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表1 (第3条関係)

| | 事業の区分 | 事業内容 |
|---|---------------------------|---|
| 1 | 木造住宅耐震補強助成事業 (補強計画一体型) | 静岡県プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)別表第1に基づく事業で、木造の既存住宅の補強計画策定及び耐震補強工事を実施する事業 |
| 2 | 木造住宅除却・建替事業 | 県要綱に基づく事業で、木造住宅の除却工事又は建替工事を実施する事業 |
| 3 | 建築物等耐震診断事業 | 県要綱に基づく事業で、非木造の既存住宅又は既存建築物の耐震診断を実施する事業 |
| 4 | ブロック塀等撤去事業 (安全な通学路等) | 県要綱に基づく事業で、ブロック塀等を撤去する事業 |
| 5 | ブロック塀等改善事業 (安全な通学路等) | 県要綱に基づく事業で、ブロック塀等を改修、フェンス等の安全な塀(組積造の塀を除く。)へ転換する事業(撤去は含まない。) |

別表2（第4条関係）

| | 事業の区分 | 補助金の額 |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 木造住宅耐震補強助成事業（補強計画一体型） | <p>(1)木造の既存住宅については、1敷地ごとに、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>ア 耐震補強工事に要する経費に10分の8を乗じた額の2分の1（ただし、上限50万円）</p> <p>イ 木造住宅耐震補強助成事業に要する経費の2分の1（ただし、上限30万円）</p> <p>ウ 木造住宅耐震補強助成事業に要する経費からア及びイの額を合算した額を減じた額（ただし、上限20万円）</p> <p>(2)木造の高齢者のみが居住する住宅等については、1敷地ごとに、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>ア 耐震補強工事に要する経費に10分の8を乗じた額の2分の1（ただし、上限50万円）</p> <p>イ 木造住宅補強助成事業に要する経費の2分の1（ただし、上限30万円）</p> <p>ウ 木造住宅補強助成事業に要する経費が60万円を超える場合は、60万円を超えた額の4分の1（ただし、上限10万円）</p> <p>エ 木造住宅補強助成事業に要する経費からア、イ及びウの額を合算した額を減じた額（ただし、上限30万円）</p> <p>(3)別表3に掲げる在宅避難促進割増の条件に該当する木造の既存住宅については、木造住宅補強助成事業に要する経費から(1)又は(2)において算定した額を減じた額（ただし、上限15万円）を(1)又は(2)において算定した額に加えた額とする。</p> |
| 2 | 木造住宅除却・建替事業 | 1棟ごとに、当該事業に要する経費の100分の23以内とする。（ただし、上限30万円） |
| 3 | 建築物等耐震診断事業 | 1棟ごとに、建築物等耐震診断事業に要する経費と次に掲げる額を合算した額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額 |

| | | |
|---|---------------------------------|--|
| | | <p>とする。（ただし、上限50万円）</p> <p>(1) 1戸建て住宅以外</p> <p>ア 1,000平方メートル以内の部分 床面積1平方メートルにつき3,670円</p> <p>イ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分 床面積1平方メートルにつき1,570円</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超える部分 床面積1平方メートルにつき1,050円</p> <p>(2) 1戸建て住宅 1棟につき136,000円</p> |
| 4 | ブロック塀等 撤去事業 (安全な通学 路等) | 1敷地ごとに、ブロック塀等撤去事業に要する経費と延長1メートルにつき8,900円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。（ただし、上限10万円） |
| 5 | ブロック塀等 改善事業 (安全な通学 路等) | 1敷地ごとに、ブロック塀等改善事業に要する経費と延長1メートルにつき38,400円を乗じた額を比較して、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。（ただし、上限25万円） |

別表3（別表2関係）

| | |
|------------------------------|--|
| 在宅避難促進割増の条件（以下の全ての条件を満たすこと。） | |
| 1 | 耐震診断の結果、倒壊の危険性の高い住宅であること。 |
| 2 | 耐震補強により、地震後も自宅での生活継続を可能とする耐震性を確保する住宅であること。 |
| 3 | 家具の固定を行う住宅であること。 |
| 4 | 耐震補強のPRを行う住宅であること。 |